## 川崎市低炭素まちづくり計画の概要について

### 1 計画策定の趣旨(第1章)

世界共通の課題である地球温暖化の程度が増大すると、気候変動により、自然及び人間社会に深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まるとされている。

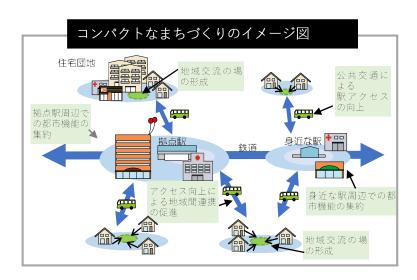
本市では、地球温暖化対策について、<u>平成22年に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画(以下、「基本計画」)」を策定し、取組を進めてきた</u>が、2017年度(暫定値)の温室効果ガス排出量は、2,277万トン-C02であり、基準年度(1990年度)の排出量(2,799万トン-C02)と比較して、18.6%の削減となっているが、引き続き地球温暖化対策を進めていく必要がある。

こうした中、異常気象の増加やCOP25の開催等を背景に、令和2年2月には、市として「2050年3年300年でに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明したところである。

まちづくり分野においては、まちづくりに地球環境に優しい暮らし方や少子高齢社会における暮らしなどの新しい視点を持ち込み、住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいくための第一歩として、平成24年9月に「都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)」が制定され、同法に基づき、都市の低炭素化に向けた取組を後押しし、また、民間投資を促進するための具体的な取組を示す「低炭素まちづくり計画(エコまち計画)」の策定が可能となった。

本市では、平成19 (2007) 年3月に「市の都市計画に関する基本的な方針」として、<u>都市計画マスタープラン全体構想及び区別構想を策定</u>し、計画的な都市計画行政の推進に向けた指針等として活用してきた。

その後、少子高齢化の進行による長期的な人口動態の変化など都市計画を取り巻く環境の変化や総合計画の策定等を踏まえ、平成29(2017)年3月に「全体構想」を改定し、「<u>少子高齢化の進行による社会的要請や今後の人口減少を見据えた地域課題に効果的に対応するとともに、地球環境に配慮した都市の形成を推進するため、コンパクトで効率的なまちをめざす」ことを新たに位置づけたところである。</u>



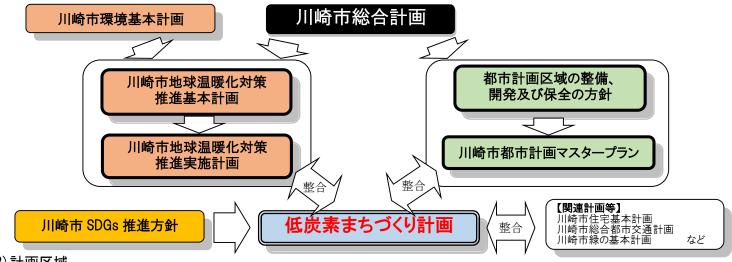
また、平成31年2月には、「<u>川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針</u>」を策定し、全庁一丸となって取組を進めているが、本年7月に、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として「<u>SDGs 未来都市」に選定(内閣府)</u>され、より一層の持続可能な都市としての川崎の取組が求められている。

こうした国や市の動きを踏まえ、<u>持続可能で、コンパクトで効率的なまちを実現するため、</u> 低炭素まちづくりをより一層効果的に推進するため、このたび、「川崎市低炭素まちづくり計画」を策定する。

#### 2 計画の基本的事項(第2章)

#### (1)計画の位置づけ

本計画は、都市の低炭素化の促進に関する法律第7条に規定する「低炭素まちづくり計画」として位置づけ、川崎市総合計画をはじめとした市の施策と整合を図る



### (2)計画区域

本計画の対象となる区域は、市街化区域とする。

また、都市の低炭素化を図るための拠点となる低炭素促進地域(集約地域)は、「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」の対象区域である、川崎都市計画都市再開発の方針に定める2号再開発促進地区及び都市再生緊急整備地域とする。

計画区域	市街化区域
集約地域	2 号再開発促進地区及び都市再生緊急整備地域

#### (3)計画期間

計画期間は、策定時から 2030 年度までの期間とする。川崎市総合計画実施計画改定等のタイミングで改定を行う。

### 3 川崎市が目指す低炭素まちづくり等(第3章)

- 1 目指すべき将来都市像を示す将来ビジョン
- (1)めざす都市像

#### 成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき

(2) 将来的に目指すべき低炭素社会のイメージ(2030年のまちの姿)

#### 【都市のイメージ】

都市の機能において、エネルギーマネジメントシステムをはじめ、ICTやデータの利活用による創エネ・省エネ・蓄エネの取組が進められるとともに、都市機能がコンパクトに集積し、一人ひとりが豊かさを実感できるスマートなまちづくりが行われている。

#### 2 将来ビジョンの実現に向けた計画目標

川崎市が目指す低炭素まちづくりの実現に向けて、各種の施策、事業等を計画的かつ体系的に実施する観点から、 計画期間内に達成すべき到達点を、計画目標として設定する。

目標水準・指標	現況値(評価年度)	目標値(評価年度)	備考
●温室効果ガス排出量削減(1990年度比)	▲16.8%(2015 年度)	▲30%以上(2030年度)	1990 年度比

# 川崎市低炭素まちづくり計画の概要について

#### 4 導入施策 (第4章)

## 1 都市機能の集約を図るための拠点となる地域の整備その他都市機能の配置の適正化に関する事項

都市機能の集約化を図るため、本計画で位置づけた集約地域において、市街地再開発事業などの面的整備 事業、都市施設の整備及び地区計画等による規制誘導手法を活用した機能更新の推進を図る。

#### 【主な取組】

事務事業名	概要	R3 年度までの主な事業内容
川崎駅周辺総	川崎駅周辺地区については、本市の玄関口にふさわしい、多様	・大宮町 A-2 街区に関する誘導・促進
合整備事業	な賑わいや交流が生み出す活力と魅力にあふれた広域拠点の	・川崎駅東口地区の事業化に向けた取
	形成を推進	組の推進
小杉駅周辺地	小杉駅周辺地区については、民間開発の適切な誘導と支援に	・小杉駅北口地区(駅前広場等)の取組
区整備事業	より、都市型住宅や商業、業務、公共公益施設などがコンパク	の推進
	トに集積した、市域の中心に位置する広域拠点の形成を推進	・日本医科大学地区 工事着手
鷺沼駅周辺ま	鷺沼駅周辺地区については、駅を中心に高齢者等の多様なラ	·鷺沼駅前地区市街地再開発事業 工
ちづくり推進事	イフスタイルに対応した都市機能集積及び交通結節機能の強	事着手
業	化に向けた取組を推進	
新百合ヶ丘駅	新百合ヶ丘駅周辺地区については、横浜市営地下鉄3号線	・駅周辺地区のまちづくりに向けた取組の
周辺地区まちづ	延伸など周辺環境等の変化を見据え、民間活力を活かした土	推進
くり推進事業	地利用転換の誘導と交通結節機能の強化を図るための総合	
	的な取組を推進することで、より質の高い、魅力ある広域拠点の	
	形成を推進	

# 2 建築物の低炭素化等に関する事項

新築建築物について、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進するとともに、高い省エネ性能を有する建築物の普及を促進する。また、既存建築物のエネルギー性能の向上に向け、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進する。

#### 【主な取組】

事務事業名	概要	R3 年度までの主な事業内容
建築物環境配	高い省エネ性能を有するなど環境への配慮に関する自主的な	·「建築物環境配慮制度(CASBE
慮推進事業	取組を促し、環境負荷の低減を図り、環境配慮建築物が評価	E川崎)」の適正かつ効率的な運用
	される市場の形成を推進	
低炭素建築物	生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための措	・低炭素建築物認定制度の適正かつ効
支援事業	置が講じられている建築物を普及するための低炭素建築物認	率的な運用
	定制度を、適正かつ効率的に運用し、都市の低炭素化を促進	
住宅政策推進	「住宅基本計画」に基づき、受託の質の向上等を行うための施	・健康長寿の住まいづくりに向けた断熱化
事業	策立案や調査等を実施	の取組の推進

# 3 公共交通機関の利用促進に関する事項及び、二酸化炭素の排出の抑制に資する自動車の普及等に 関する事項

環境にやさしい交通ネットワークの整備を進めるとともに、物流の効率化等の自主的な取組を推進する。 また、地域の特性やニーズに踏まえた路線バスサービスの充実に向けた取組や、駅周辺地区の交通機能の強 化の取組、鉄道事業者等との連携した取組により、公共交通機関の利便性向上を推進する。

#### 【主な取組】

事務事業名	概要	R3 年度までの主な事業内容
渋滞対策事業	早期に効果発現が期待できる交差点改良などの渋滞対策を	・交差点改良などの緊急渋滞対策の実
	推進	施
道路改良事業	都市計画道路などの幹線道路網の構築とともに、地域特性を	・都市計画道路等の幹線道路網の整備
	踏まえた道路拡幅、歩道整備などにより道路交通環境の改善	(国道 409 号線、東京丸子横浜線、丸
	を推進	子中山茅ケ崎線、宮内新横浜線など)
バス利用等促	バスロケーションシステム導入補助を行うなど、利用しやすい交	・バスの運行状況を示すバスロケーションシ
進事業	通環境整備に向けた取組を推進	ステムのバス停への導入促進
鉄道計画関連	市内の鉄道ネットワークの形成に向け、鉄道事業者等と連携	・横浜市営地下鉄3号線の延伸に関す
事業	した取組を推進	る協議・調整

### 4 緑地の保全及び緑化の推進に関する事項

市民等との協働により、樹林地・農地を保全し、緑化を推進する。また、地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備や身近な公園の整備を推進する。

#### 【主な取組】

事務事業名	概要	R3 年度までの主な事業内容
緑地保全事業	緑地保全の推進により、市域の都市景観の向上、地球温暖	・特別緑地保全地区等の緑地保全に向
	化対策、生物多様性の保全等を図る。	けた取組の推進
木材利用促進	地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生	・市内建築物における国産木材利用促
事業	等を目的として、建築物等における国産木材の利用促進を図る	進
魅力的な公園	老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化などの取組によ	・公園の再整備等による特色ある公園づく
整備事業	り、魅力的な公園の整備を推進	りの推進

### 5 進行管理(第5章)

低炭素まちづくりを着実に推進していくためには、低炭素まちづくり計画に定める「将来ビジョンの実現に向けた計画目標」及び導入施策について適切な進行管理を行う必要がある。

なお、進行管理にあたっては、他の関連計画の進行管理の内容を活用しながら的確に進行管理を行い、適宜、取組内容の強化等に反映するものとする。

